

令和7年度 第3回 八戸市地域公共交通会議

日時：令和7年11月25日（火）10時00分～

場所：八戸市津波防災センター 研修室A

次 第

1 開 会

2 議 事

≪協議事項≫

(1) バス路線の再編(案)について 資料1

- ・ 八戸圏域地域公共交通計画の変更（案） 資料2
- ・ 八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の変更（案） 資料3
- ・ 八戸圏域地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案） 資料4

3 閉 会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席構成員名簿
- ・ 席図
- ・ 資料1：バス路線の再編（案）について
- ・ 資料2：八戸圏域地域公共交通計画の変更（案）
- ・ 資料3：八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の変更（案）
- ・ 資料4：八戸圏域地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）
- ・ 八戸市地域公共交通会議設置要綱

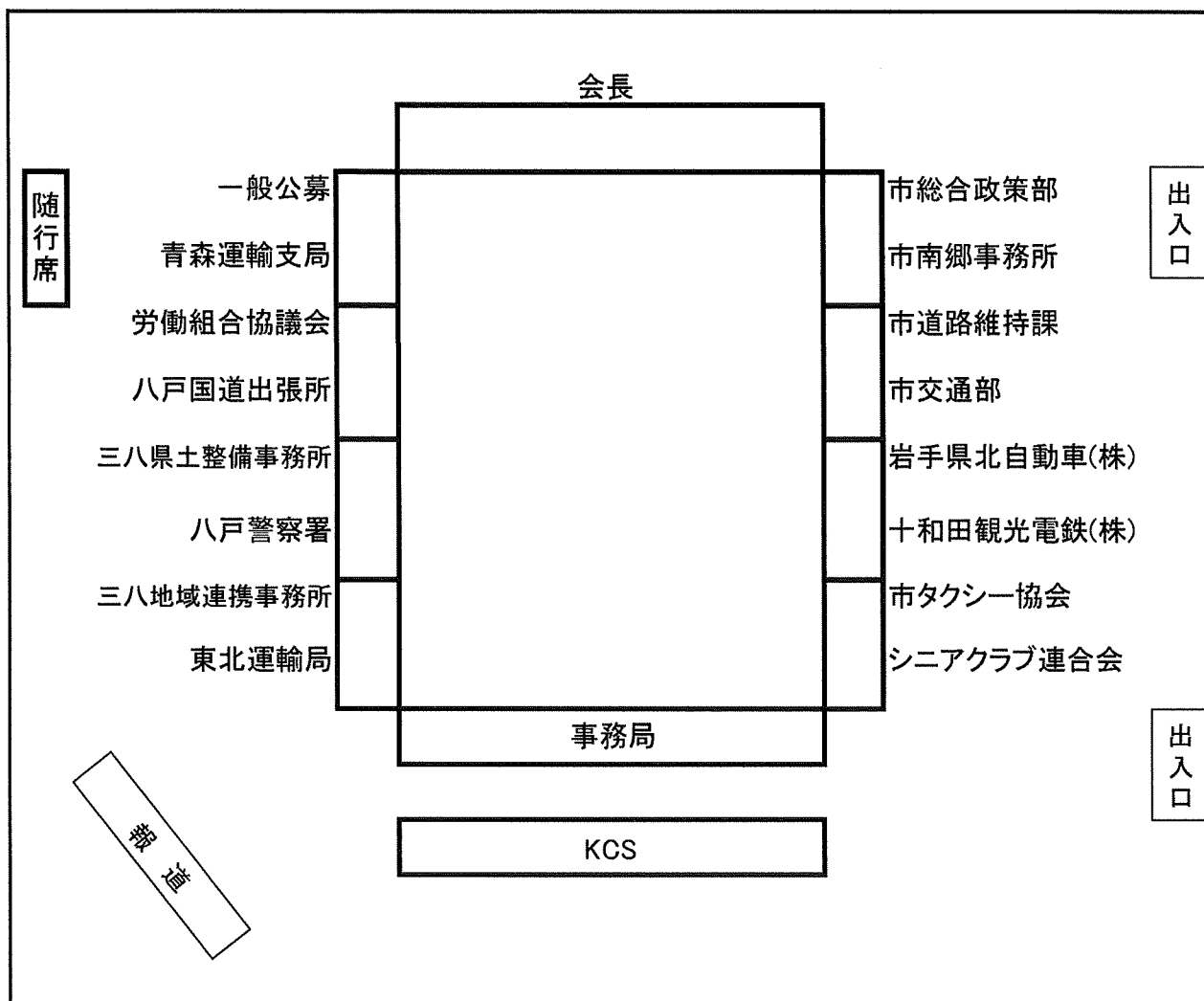
令和7年度 八戸市地域公共交通会議 構成員名簿

《構成員》

要綱(第3条)上の区分	役職名	氏名		備考
(1) 八戸市長が指名する職員	八戸市総合政策部次長	安原 清友	出	代理:政策推進課長 小笠原 慶信
	八戸市総合政策部 南郷事務所長	大山 暁史	出	
(2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者	八戸市交通部 次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚	出	随行:営業GL 泉山 裕
	岩手県北自動車株式会社 乗合事業部 南部支社分室長	佐藤 欽一	出	
	十和田観光電鉄株式会社 執行役員 乗合事業部長	佐藤 美仁	出	
(3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者	公益社団法人青森県バス協会 専務理事	柳谷 英俊	欠	
(4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者	八戸市タクシー協会 事務局長	伊藤 正孝	出	
(5) 住民又は利用者の代表	八戸市シニアクラブ連合会 会長	上田 武男	出	
	八戸市社会福祉協議会 総務課長	高橋 幸治	欠	
	一般公募	兵藤 弘純	欠	
	一般公募	福田 匡彦	出	
(6) 国土交通省東北運輸局 青森運輸支局長が指名する職員	東北運輸局青森運輸支局 首席運輸企画専門官	小林 弘典	出	
(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者	青森県交通運輸産業 労働組合協議会 南部バス労働組合執行委員長	間山 正茂	出	
(8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者	国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長	新井 昌規	欠	
	青森県三八県土整備事務所 道路施設課長	下川原 茂樹	出	
	八戸市建設部次長 兼道路維持課長	岩谷 寿	出	
	青森県八戸警察署 交通官	山中 信明	出	代理:交通課 規制係長 樺 浩治
	福島大学 教授	吉田 樹	出	
	青森県三八地域連携事務所長	工藤 福保	出	随行:主幹専門員 大山 健
(9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者	東日本旅客鉄道株式会社 八戸総括センター 副所長	泉山 大樹	欠	
	青い森鉄道株式会社 経営戦略部長	廣沼 高明	欠	
(10) 事務局	事務局次長	谷崎 安進	出	
	事務局員	相模 将喜	出	
	事務局員	千葉 明	出	
	事務局員	八木田 訓寿	出	

令和7年度 第3回八戸市地域公共交通会議

会場:八戸市津波防災センター 研修室A



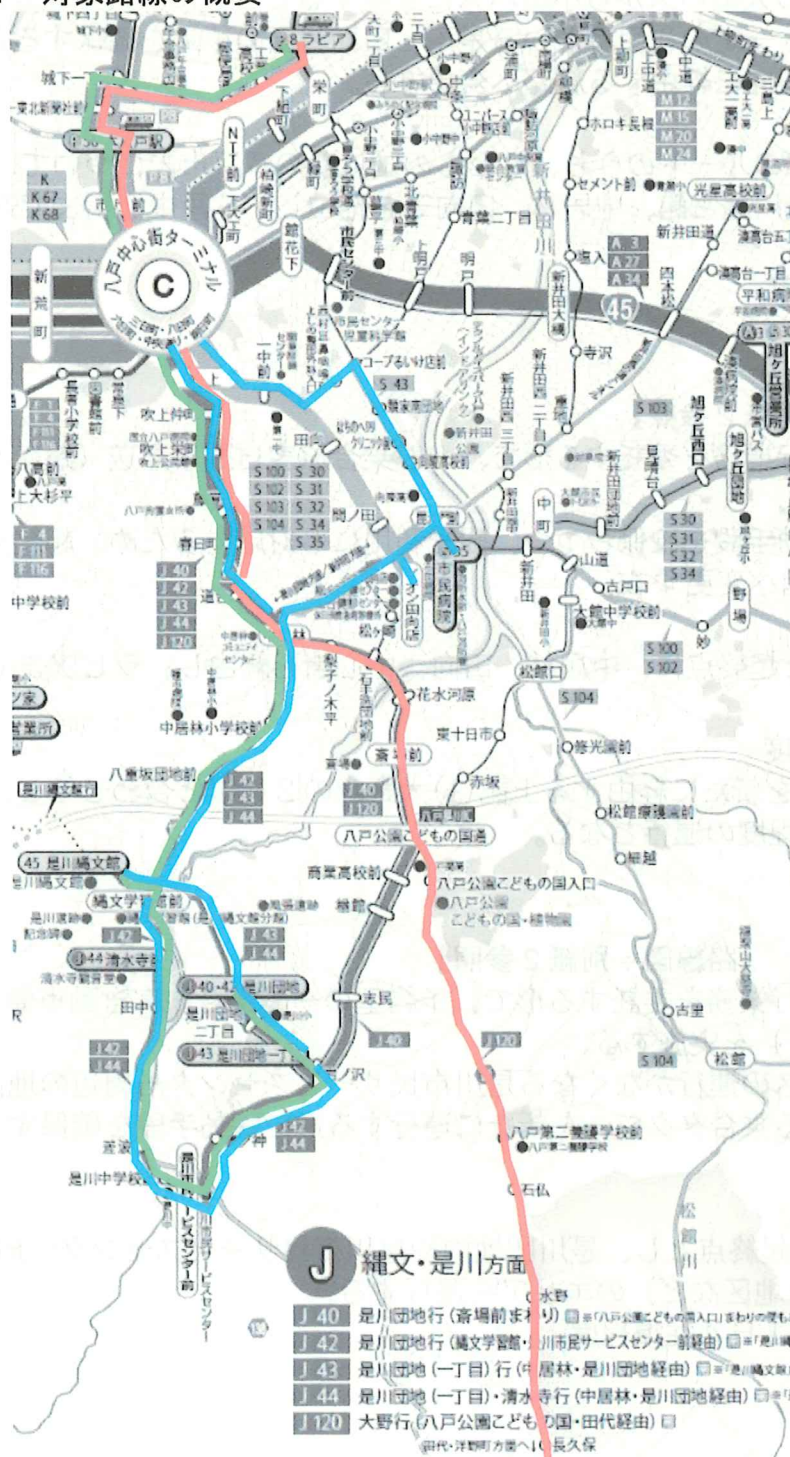
バス路線の再編（案）について

1 経緯

南部バスでは、これまで路線バス事業において、主体的に八戸圏域の公共交通の維持に努めてきていたものの、昨今の利用者の減少及び運転手不足等により、今年度に入り、同社から「大野線」、「是川団地・田向循環線」、「是川団地線」の3路線の維持が難しいとの申し出があった。

これを受け、八戸市、階上町、軽米町、洋野町の沿線自治体では、住民の移動手段を確保することを目的に、代替運行について事業者と対応策を検討してきた。

2 対象路線の概要



3 代替運行の方針(案)

地域住民や観光客の移動手段を確保するため、ＩＣカードのデータをもとに、利用状況を踏まえたうえで、運行体制を見直すとともに、新たに八戸圏域地域公共交通計画に位置づけ、国庫補助の有利な財源の活用により、持続可能なサービスの提供を図る。

なお、各路線の運賃については、現行の路線バスの運賃を参考に今後検討予定。

(1) 大野線 【路線図：別紙１参照】

- ・八戸市が交通事業者に運行業務を委託する形で、自家用有償旅客運送を実施する。経費は沿線４市町（八戸市、階上町、軽米町、洋野町）で負担する。
- ・主な変更点は、これまでの大型バスから小型バスに変更するとともに、大野地区からの通学者を考慮しつつ、一定の利用者がいる是川・田向方面の移動を確保するため、新たに、是川団地や田向を経由する経路へ変更する。

【運行概要】

- ①運行経路：現行の大野線のルートのうち、こどもの国以北の八戸市内について、是川団地、是川縄文館、中居林、田向等を経由し、八戸中心街まで運行する。
- ②運行本数：１日２往復程度
- ③使用車両：小型バス

(2) 是川・田向線 【路線図：別紙２参照】

- ・八戸市が交通事業者に運行業務を委託する形で、一般乗合旅客自動車運送（路線バス）を実施する。
- ・主な変更点は、市民の移動手段を確保しつつ、観光利用にも対応するため、起終点を是川団地から是川縄文館へ変更する。

【運行概要】

- ①運行経路：是川縄文館を起終点に、中居林、田向、中心街を経由し、ラピアまで運行する。
- ②運行本数：１日４往復程度
※是川・田向を新たに経由する上記(1)大野線の２往復と合わせると、１日６往復程度の運行となる。
- ③使用車両：中・大型バス

(3) 是川コミュニティタクシー 【路線図：別紙２参照】

- ・八戸市が交通事業者に運行業務を委託する形で、予約型の一般乗合旅客自動車運送（コミュニティタクシー）を実施する。
- ・路線再編により、路線バスの運行がなくなる是川市民サービスセンター周辺の地区と是川縄文館を接続させる乗合タクシーを新たに運行する形で移動手段を確保する。

【運行概要】

- ①運行経路：是川縄文館を起終点とし、是川団地内や是川市民サービスセンター周辺（妻ノ神、差波、田中地区など）のエリアを運行する。
- ②運行本数：予約に応じて１日４往復程度
- ③使用車両：乗用車

4 運行開始日
令和8年4月1日

5 スケジュール（予定）
令和7年

11月25日 「八戸市地域公共交通会議」及び「八戸圏域地域公共交通活性化協議会」（実施方針の協議・承認）
12月中旬 委託事業者を公募
八戸圏域地域交通活性化協議会（公共交通計画の変更）

令和8年

1月中旬 委託事業者を選定
2月中旬 住民説明会、市ホームページや広報等にて周知
運賃協議会（運賃の決定）
八戸圏域地域公共交通活性化協議会（特定事業計画申請確認）
3月下旬 八戸圏域地域公共交通活性化協議会（フィーダー補助申請）
4月1日 運行開始

6 計画との関係

- ・国庫補助を活用するためには、各計画への位置づけが必要となるため、次のとおり計画を変更する。

八戸圏域地域公共交通計画【マスタープラン】

- ・圏域全体の交通網に変更があるため、3路線（大野線、是川・田向線、是川コミュニティタクシー）の内容を計画へ位置付ける。



特定事業計画



八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画【変更】

- ・国庫補助を活用し、路線を維持するため、大野線（代替運行）を「利便増進事業」として計画へ位置付ける変更を行う。
- ・そのほか、今年度実証運行している「笹ノ沢地域の自家用有償運送」や「シンタクン」を「利便増進事業」として計画へ位置付ける変更を行う。

八戸圏域地域旅客運送サービス継続事業計画【新規策定】

- ・国庫補助を活用し、路線を維持するため、「是川・田向線」、「是川コミュニティタクシー」の2路線について、特定事業である「サービス継続事業」を新たに策定する。
- ・今回は、実施方針の確認を行う。

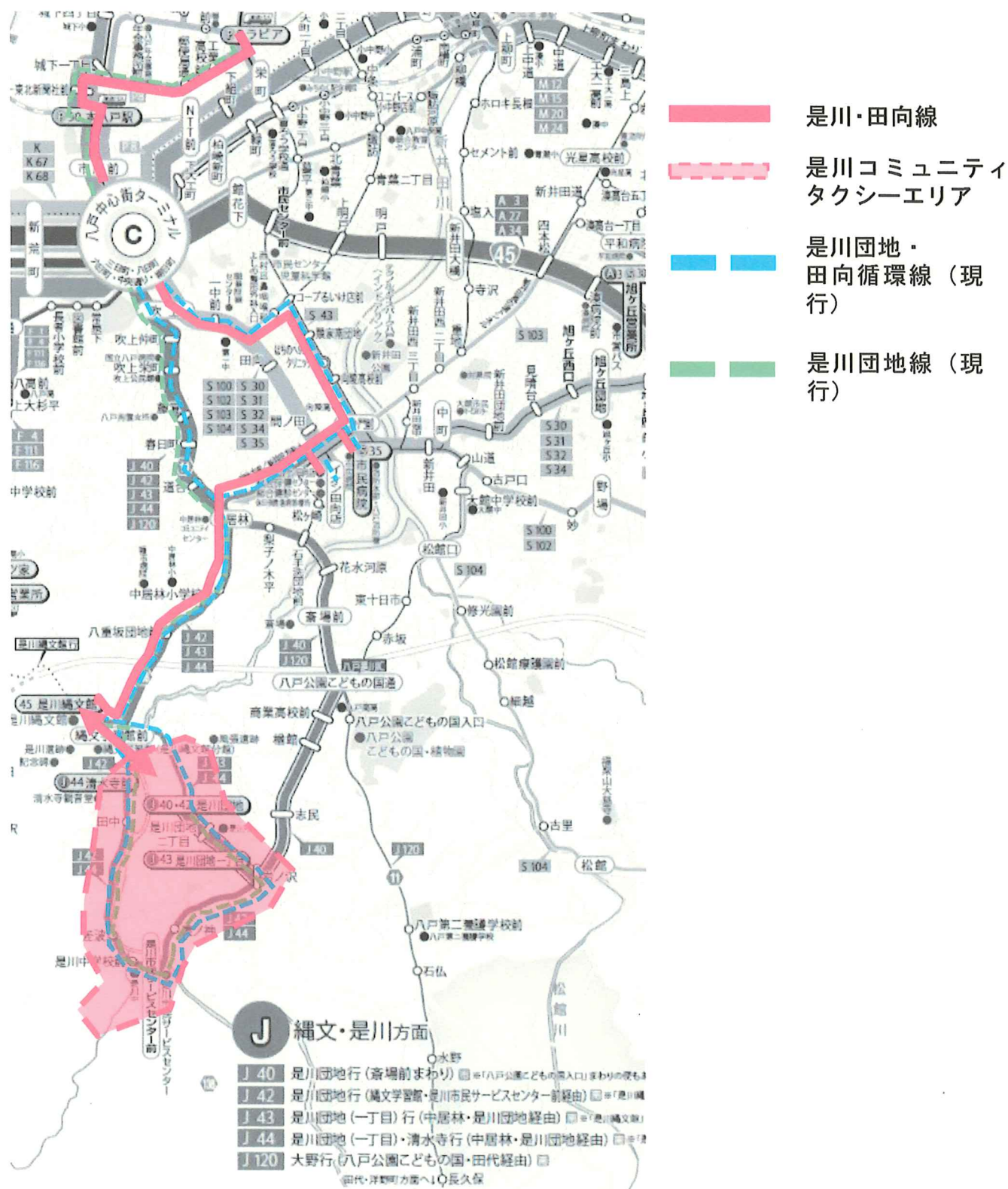
※公共交通計画（マスタープラン）とは、地域全体の公共交通網の在り方を定めるもの。

※特定事業計画とは、公共交通計画紐づく計画で、バリアフリーなどの特定の目標達成のために、公共交通事業者などが具体的に実施する事業の計画。

「大野線」代替運行の路線図



「是川・田向線」、「是川コミュニティタクシー」代替運行の路線図



八戸圏域地域公共交通計画の変更(案)

ページ	項目	変更の内容
第1章 計画の概要 ・この章では、計画策定の目的や背景、対象区域、対象期間等を記載しており、大野線に関連して、洋野町、軽米町を追加する事等を記載。		
P.3	3-1 計画の対象区域	・洋野町・軽米町を追加 ・両町を追加する理由を記載
第2章 公共交通の課題 ・この章では、圏域全体の課題や自治体ごとの課題を記載している。(変更なし)		
第3章 基本理念・基本方針等 ・この章では、計画策定の基本理念・基本方針等を記載しており、大野線に関連して将来ネットワーク像や市内幹線軸の変更を記載。		
P.21	1-2 地域公共交通ネットワークの将来像 図 八戸圏域の地域公共交通ネットワークの将来像	・大野線代替路線の洋野町・軽米町部分の経路を追加
P.23	1-2 地域公共交通ネットワークの将来像 表 市内幹線軸の名称・区間一覧	・⑤中居林幹線軸の調整を図る主な路線から「是川団地線(是川市民サービスセンターまわり)」を削除(訂正線で処理) ・⑤中居林幹線軸の「区分」を「幹線軸」から「準幹線軸」へ変更 ・上記に伴い、幹線軸の通し番号を変更
第4章 具体的な施策 ・この章では、圏域全体や自治体ごとで取り組む施策を記載しており、大野線に関連して、代替路線運行を施策として位置づけるほか、八戸市内での代替運行について記載。		
P.37	2-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 図 八戸圏域の地域公共交通ネットワーク	・大野線代替路線の洋野町・軽米町部分の経路を追加
P.38～39	2-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要 表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性	・大野線代替路線を追加

ページ		項目	変更の内容
	P. 43	3-3 各施策の概要 ■施策 1：幹線軸・準幹線軸の品質確保（継続） 表 市内幹線軸の目標運行間隔等	・中居林幹線軸の目標運行間隔を「1 時間に 3 本以上」から「1 時間に 2 本以上」に変更 ・中居林幹線軸の「区分」を「幹線軸」から「準幹線軸」へ変更 ・上記に伴い、幹線軸の通し番号を変更 ・中居林幹線軸の「関連主体」から南部バスを削除
	P. 48～49	3-4 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要 表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性	・笹ノ沢地区の公共ライドシェアを追加 ・大野線代替路線を追加 ・是川・田向線を追加 ・是川コミュニティタクシーを追加 ※大野線（代替路線）の事業者名は確定次第記入が必要
	P. 53	4-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性 表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要 表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性	・大野線代替路線を追加
5 章 計画の推進 ・この章では、計画の管理体制等について記載しており、県の会議体に変更したため名称変更を記載。			
	P. 69	表 計画の推進・管理体制	・青森県地域公共交通活性化協議会三八地域分科会へ修正（旧：青森県バス交通等対策協議会）

八戸圏域地域公共交通計画

2023年(令和5年) 3月

2024 年(令和 6 年) 3 月変更

2026年(令和8年) 3 月変更

八戸市・三戸町・五戸町・田子町・

南部町・階上町・新郷村・おいらせ町・

岩手県軽米町・洋野町

3. 計画の対象

3-1 計画の対象区域

本計画の対象区域は、八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）全域、及び岩手県洋野町と岩手県軽米町※¹とする。

なお、圏域を跨いで運行する公共交通については、青森県の計画（青森県地域公共交通計画）の位置づけを踏まえ、必要に応じて本計画でも対象として整理する。

※1：洋野町と軽米町を追加する理由

当該圏域と岩手県洋野町・軽米町にかけて運行するバス路線・大野線（岩手県北自動車）において、利用の低迷や事業者の人員不足を背景に、計画期間中での再編・見直しが必要となった。

再編・見直し後の移動サービスに対し、沿線市町村が一体的に取り組むために当該2町を対象区域に追加するものである。

3-2 計画の対象とする交通モード

対象とする交通モードについては下図に示すとおりとする。

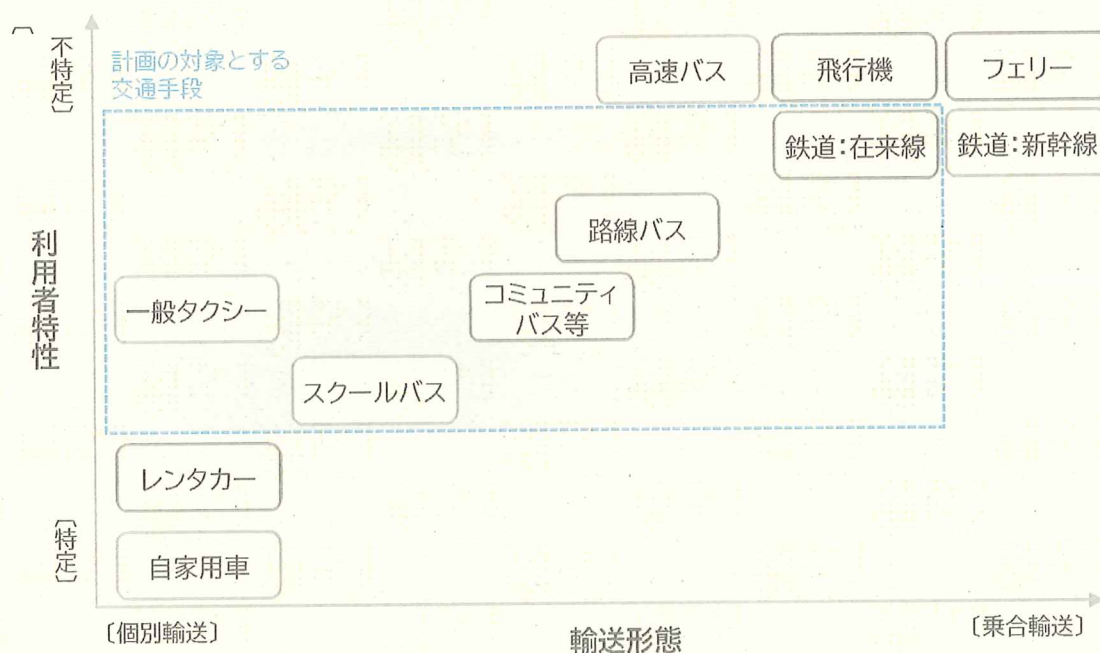


図 計画の対象とする交通モード

1-2 地域公共交通ネットワークの将来像

基本方針に基づく施策を推進することで、実現を目指す地域公共交通ネットワークの将来像を示す。

なお、八戸市では、長期にわたって市と交通事業者が公共交通に対する各種取組を実施しており、市内のサービス水準が高く、また、圏域の中核としての役割も大きいことから、本市における公共交通ネットワークの将来像も併せて示す。

(1)八戸圏域全体

軸及び拠点に関する名称（広域連携軸①・②及び地域間連携軸、ゲートウェイ）については、青森県の計画に記載される名称及び鉄道、路線を踏襲して設定している。なお、中心拠点・交通拠点については、本圏域の特性等を踏まえて本計画独自で設定している。



図 八戸圏域の地域公共交通ネットワークの将来像

※広域連携軸①：新幹線、広域連携軸②：JR 八戸線・青い森鉄道、地域間連携軸：路線バス

表 市内幹線軸の名称・区間一覧

区分	名称	区間	調整を図る主な路線
幹線	①八戸駅幹線軸	中心街～八戸駅	八戸駅線(田面木経由) 八戸駅線(根城大橋まわり) 西高校線
	②田面木幹線軸	中心街～田面木	八戸駅線(田面木経由) 西高校線 八戸ニュータウン・高専線 一日市線 三八線
	③根城大橋幹線軸	中心街～卸センター通	八戸駅線(根城大橋まわり) 西高校線
	④湊方面幹線軸	中心街～上柳町～労災病院通	鯨小学校通行き(上柳町まわり) 鯨中学校線 岬台団地線
	⑤市民病院・田向幹線軸	中心街～市民病院	旭ヶ丘・町畑線 多賀台団地線 日計線 階上中学校線
	⑥旭ヶ丘幹線軸	中心街～旭ヶ丘営業所(国道経由)	八戸駅線(根城大橋まわり)
準幹線	⑦中居林幹線軸	中心街～中居林	是川団地線(斎場前まわり) 是川団地線(是川市民サービスセンターまわり) 是川団地・新井田線
	⑧ニュータウン幹線軸	中心街～八戸ニュータウン	八戸ニュータウン・高専線 八戸ニュータウン線
	⑨多賀台幹線軸	中心街～多賀台団地	多賀台団地線
	⑩八太郎幹線軸	中心街～八太郎	日計線 多賀台団地線(八太郎まわり)
	⑪鯨幹線軸	労災病院通～鯨小学校通	鯨小学校通行き(上柳町まわり) 鯨中学校線
	⑫岬台幹線軸	労災病院通～岬台団地	岬台団地線 岬台団地～ピアドウ・ラピア線
	⑬旭ヶ丘団地幹線軸	市民病院～旭ヶ丘営業所	八戸駅線(根城大橋まわり)

【市内幹線軸のサービス水準の考え】

幹線：平日・昼間時（10～15 時台）において、高いサービス品質の確保を目指す。

準幹線：平日・昼間時（10～15 時台）において、幹線軸に次ぐサービス品質の確保を目指す。また、利用促進等により、幹線として位置づけられることを目指す。

2-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

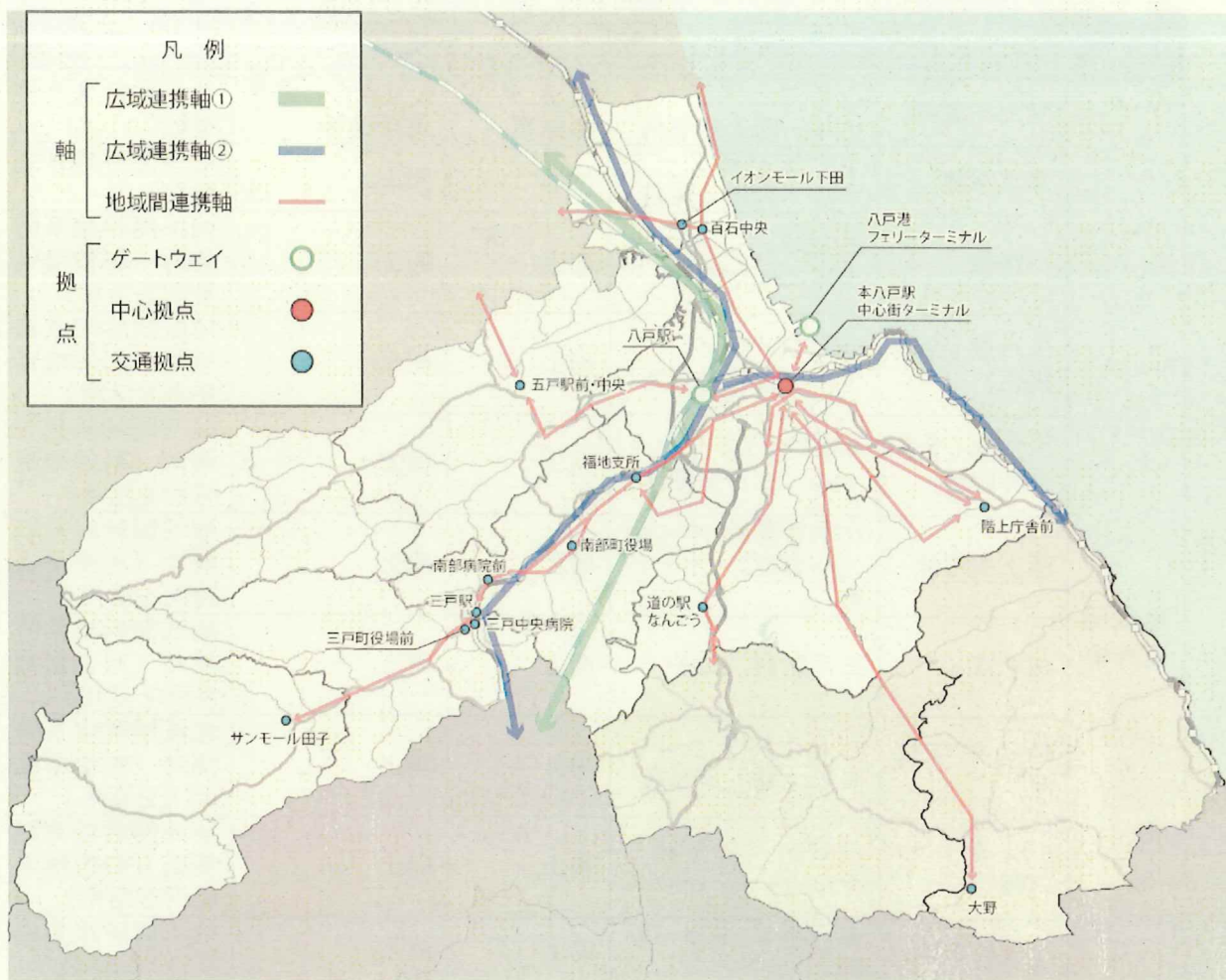


図 八戸圏域の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統区分	系統名	起点・終点	事業者名	事業許可区分・運行態様	補助事業の活用区分
地域間連携軸	階上庁舎線	ラピアバスターミナル・階上庁舎前	岩手県北自動車	4条乗合・路線定期運行	地域間幹線系統補助
	市ノ沢線	ラピアバスターミナル・大洋公園前	同上	同上	地域間幹線系統補助
	八戸線	ラピアバスターミナル・五戸駅前	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	三八線（虎渡経由）	ラピアバスターミナル・三戸営業所	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	三八線（下名久井経由）	ラピアバスターミナル・三戸営業所	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	階上循環線	八戸営業所・中心街（八日町）／十一日町	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	田子線	三戸駅前・田子	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	階上中学校線	ラピアバスターミナル・階上中学校	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	バーデハウス線	ラピアバスターミナル・バーデハウス	同上	同上	地域間幹線系統補助（利便増進特例を活用）
	十和田市線	五戸駅前・東十一番町	同上	同上	地域間幹線系統補助
	八戸線（下田バイパス経由、下田駅経由）	元町東・八戸中心街ターミナル	十和田観光電鉄	4条乗合・路線定期運行	地域間幹線系統補助
	大野線	大野・八戸中心街ターミナル	〇〇	78条・定時定路線	フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性(1/2)

系統名	必要性
階上庁舎線	○当該系統は階上町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されているほか、八戸市内においても沿線の大学や病院などへの移動などさまざまな目的で利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
市ノ沢線	○当該系統は南郷地域から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
八戸線	○当該系統は五戸町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。特に、五戸町から八戸駅付近に立地する高校などへの通学手段としても活用されているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性(2/2)

系統名	必要性
三八線(虎渡経由)	○当該系統は南部町・三戸町から八戸市への移動や、2町間・2町内での移動にも利用されており、沿線地域の生活を支える重要な役割を担っている。 ○当該系統と並行して青い森鉄道が運行するものの、駅から離れた地域の住民の貴重な移動手段として、市域を跨いだ広域的な移動を支えているため、運行を維持することが求められる。
三八線(下名久井経由)	○当該系統は南部町・三戸町から八戸市への移動や、2町間・2町内での移動にも利用されており、沿線地域の生活を支える重要な役割を担っている。 ○当該系統と並行して青い森鉄道が運行するものの、駅から離れた地域の住民の貴重な移動手段として、市域を跨いだ広域的な移動を支えているため、運行を維持することが求められる。
階上循環線	○当該系統は階上町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○特に八戸市内や階上町内においては、当該路線の単独運行区間となっている区間が多く、沿線地域から八戸市街地へ直接移動することが出来る唯一の移動手段であるなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
田子線	○当該系統は田子町から三戸町への通学などの目的で利用されているほか、三戸駅で青い森鉄道に乗り継ぐ移動などにも利用されている。 ○また、朝の時間帯においては別系統の三八線への直通運行を行っており、八戸市街地への直接移動することが出来る唯一の移動手段として生活を支える役割を担っているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
階上中学校線	○当該系統は階上町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○また、八戸市内においても沿線の大学や病院などへの移動などに利用されているほか、階上町内においても中学生の通学に利用されているなど、さまざまな目的に利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
バーデハウス線	○当該系統は南部町から八戸市街地への通勤・通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○特に三八線が運行していない通清水付近などでは、当該地区から八戸市中心街へ移動する唯一の交通手段であり、さまざまな目的に利用されているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
十和田市線	○当該系統は五戸町から十和田市への通学や通院、買い物などの日常生活の移動手段として利用されている。 ○特に五戸町に立地していた高校が閉校し、十和田市方面への通学需要が高まりを見せる中において、通学手段として重要な役割を担っているなど、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
八戸線(下田バイパス経由、下田駅経由)	○当該系統は十和田市から六戸町・おいらせ町を経由して八戸市までを結ぶ路線であり、2市間や町から両市への移動などの目的で利用されている。 ○また、沿線に立地する大型商業施設への移動手段として周辺市町村からの移動にも利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。
大野線	○大野線は、洋野町・軽米町から八戸市内の病院や高校などへの移動手段として利用されているほか、八戸市や階上町においても、沿線地域から八戸市街地への移動手段として重要な役割を果たしており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。

3-3 各施策の概要

①「便利に使える」公共交通プロジェクト

八戸市としてこれまで築き上げてきた公共交通サービスの品質を今後も確保・維持するためのプロジェクトを展開する。プロジェクトに係る具体的な施策は以下のとおりである。

■施策1:幹線軸・準幹線軸の品質確保(継続)

市内幹線軸に関するサービス水準を下表のとおり設定し、引き続き共同運行や運行間隔の平準化などを行うことで、品質の高いサービスの提供を維持する。

なお、幹線軸の区間やサービス水準などにおいては、利用状況のモニタリングや検証、及び情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて利便増進や、効率改善に向けた見直しを検討する。

表 市内幹線軸の目標運行間隔等

区分	名称	区間	目標運行間隔	実施する施策	関連主体
幹線	①八戸駅幹線軸	中心街～八戸駅	1時間に4本以上	共同運行 等間隔運行	市営バス 南部バス
	②田面木幹線軸	中心街～田面木	1時間に3本以上	共同運行 等間隔運行	市営バス 南部バス
	③根城大橋幹線軸	中心街～卸センター通	1時間に3本以上	共同運行 等間隔運行	市営バス 南部バス
	④湊方面幹線軸	中心街～上柳町～労災病院通	1時間に4本以上	等間隔運行	市営バス
	⑤市民病院・田向幹線軸	中心街～市民病院	最大運行間隔 20分以内	等間隔運行	市営バス 南部バス
	⑥旭ヶ丘幹線軸	中心街～旭ヶ丘営業所(国道経由)	最大運行間隔 20分以内	高頻度運行	市営バス
準幹線	⑦中居林幹線軸	中心街～中居林	1時間に2本以上	等間隔運行	市営バス 南部バス
	⑧ニュータウン幹線軸	中心街～八戸ニュータウン	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑨多賀台幹線軸	中心街～多賀台団地	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑩八太郎幹線軸	中心街～八太郎	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑪鮫幹線軸	労災病院通～鮫小学校通	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス
	⑫岬台幹線軸	労災病院通～岬台団地	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス 南部バス
	⑬旭ヶ丘団地幹線軸	市民病院～旭ヶ丘営業所	1時間に2本以上	パターンダイヤ	市営バス

【市内幹線軸のサービス水準の考え】

幹線：平日・昼間時（10～15時台）において、高いサービス品質の確保を目指す。

準幹線：平日・昼間時（10～15時台）において、幹線軸に次ぐサービス品質の確保を目指す。また、利用促進等により、幹線として位置づけられることを目指す。

実施主体	年度別実施概要					
	2023	2024	2025	2026	2027	2028
バス事業者 八戸圏域	利便増進実施計画策定	↓				
バス事業者 八戸市	運行(継続)	同左	同左	同左	同左	同左

3-4 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

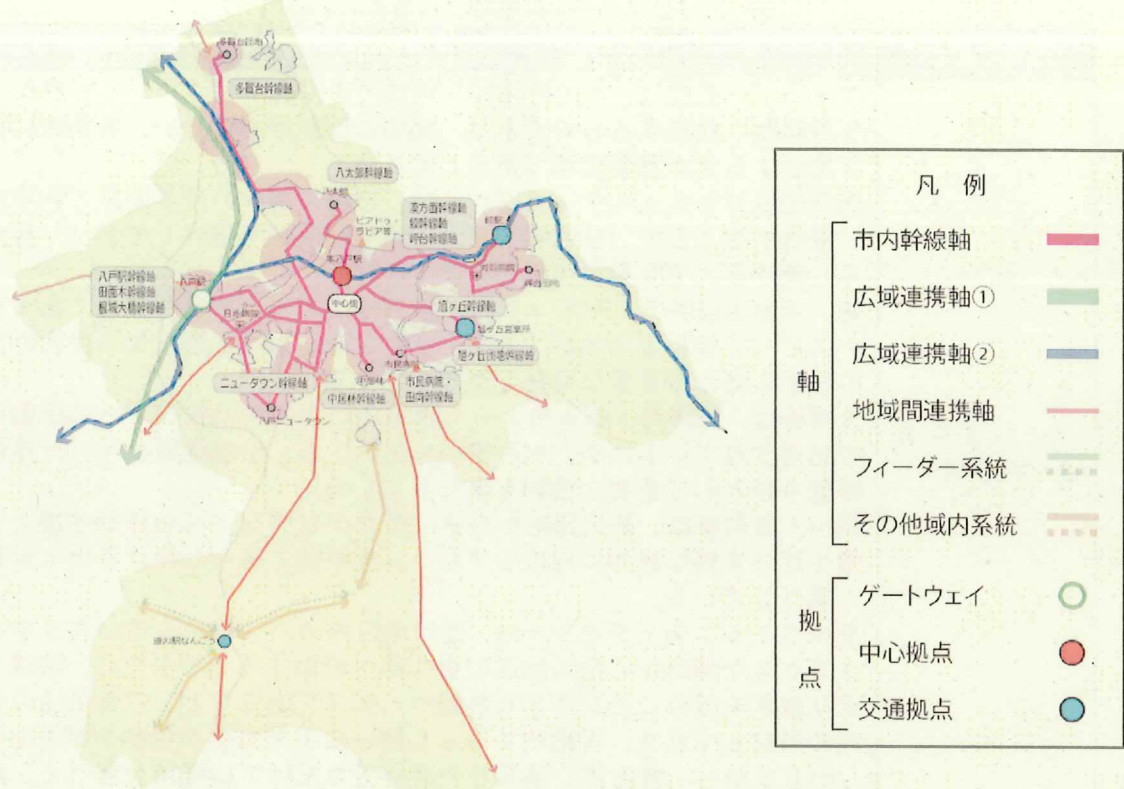


図 八戸市の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統区分	系統名	起点・終点	接続する地域間幹線系統・バス停	事業者名	事業許可区分・運行態様	補助事業の活用区分
フィーダー系統（八戸市）	南郷地域コミュニティタクシー	区域運行	市ノ沢線・市ノ沢	日の出タクシー	4条乗合・区域運行	フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）
	笹ノ沢地区公共ライドシェア	笹ノ沢・八戸駅西口	八戸線・八戸駅	笹ノ沢地域交通運営協議会	78条・定時路線	フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）
	大野線	大野・八戸中心街ターミナル	階上庁舎線・市民病院	〇〇	78条・定時路線	フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）
	是川・田向線	是川縄文館・ラピアバスターミナル	三八線・ラピアバスターミナル	〇〇	4条乗合・定時定路線	フィーダー系統補助（サービス継続事業を活用）
	是川コミュニティタクシー	区域運行	〇〇	〇〇	4条乗合・区域運行	フィーダー系統補助（サービス継続事業を活用）

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

系統区分	必要性
フィーダー系統（八戸市）	フィーダー系統は、市内幹線軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。 南郷地域のコミュニティタクシーは、市中心街への通学手段である市ノ沢線と接続することで、当地域における通学利便性を確保しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。 笹ノ沢地区公共ライドシェアは、当該地区の唯一の公共交通であるなど、ほかにとって替わることができず、自由な移動手段を持たない住民の日常生活の移動を支える重要な役割を果たしている。 大野線は、洋野町・軽米町から八戸市内の病院や高校などへの移動手段として利用されているほか、八戸市内においても、沿線地域から八戸市街地への移動手段として重要な役割を果たしている。 是川・田向線は、是川団地から中心街やラピアなどへの移動手段として、日常生活の多様な目的に対応しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。 是川コミュニティタクシーは、是川地区内のバス停から遠いエリアも含めたさまざまな場所から是川地区の中心部へ移動することができ、路線バスへの乗り継ぎを行うことができる移動サービスであるなど、日常生活の多様な目的に対応しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。 しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

4-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

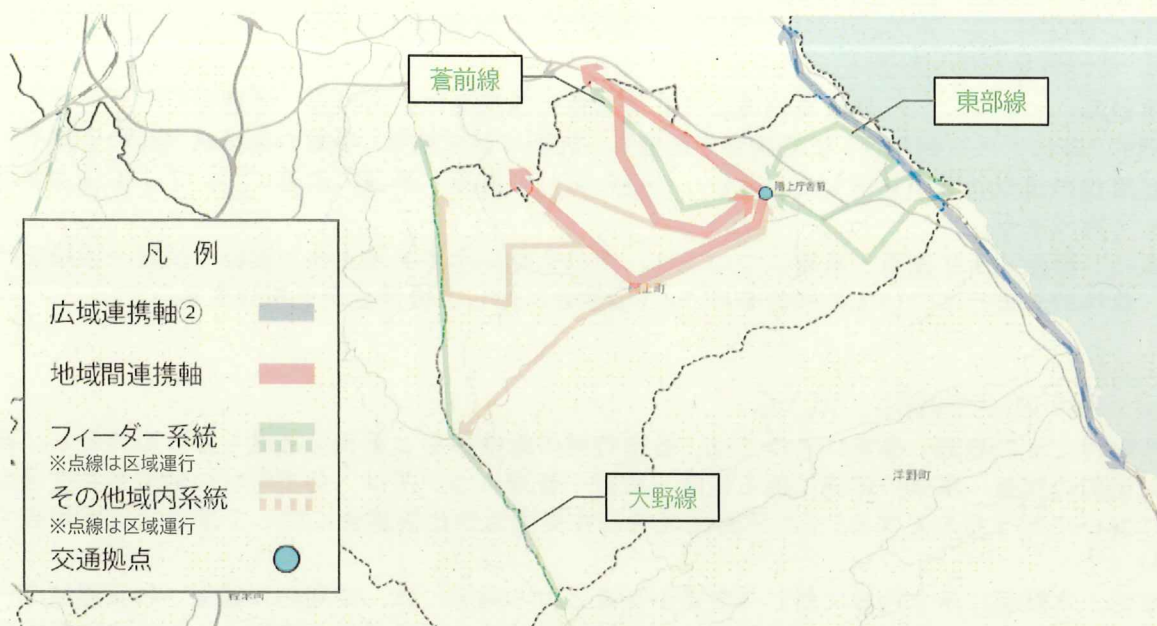


図 階上町方面の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統区分	系統名	起点・終点	接続する地域間幹線系統・バス停	事業者名	事業許可区分・運行態様	補助事業の活用区分
フィーダー系統（階上町）	東部線 ※6系統	ハートフルプラザ～ハートフルプラザ	階上循環・階上庁舎前	北日本中央観光バス	4条乗合・路線定期運行	フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）
	蒼前線	みうらクリニック～ハートフルプラザ	階上循環・階上庁舎前	岩手県北自動車	4条乗合・路線定期運行	フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）
	大野線	大野・八戸中心街ターミナル	階上庁舎線・市民病院	〇〇	78条・定時定路線	フィーダー系統補助（利便増進特例を活用）

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

系統区分	必要性
フィーダー系統（階上町）	フィーダー系統は、広域連携軸②や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、広域路線への接続や町内での移動手段として重要な役割を担っている。 東部線については、町中心部と交通拠点の階上駅との連携を担っており、蒼前線については、人口集積が顕著な蒼前地区から町中心部への移動手段としての役割を果たしている。 しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。 大野線は、洋野町・軽米町から八戸市内の病院や高校などへの移動手段として利用されているほか、階上町の沿線地域から八戸市街地への移動手段として重要な役割を果たしている。

1. 計画の推進・管理体制

1-1 計画全体の推進について

本計画については、八戸圏域地域公共交通活性化協議会による推進・管理を行うこととし、定期的（年に1～2回程度）に協議会を開催し、計画に示す施策・事業の進捗状況等の管理や、数値目標の達成状況の管理などを行い、必要に応じて施策・事業の改善について、実施主体に対して指示する。

また、計画に示す施策・事業については、それぞれに示す実施主体が連絡・調整・協議を行い、具体的な実行についての検討を行う。（協議会に対して進捗状況を報告する）

1-2 市町村の施策について

市町村ごとの施策・事業については、各市町村の管轄のもと着実な推進を行うものとし、市町村個別の施策・事業の実施に係る協議・検討・管理については、各市町村の地域公共交通会議において行うものとする。（八戸圏域地域公共交通活性化協議会に対して進捗状況を報告する）

なお、本計画に示す内容に対して変更が必要となる場合には、定期的に開催される圏域ワーキング会議において協議の上で、さらに八戸圏域地域公共交通活性化協議会において協議を行い、変更の承認を得る必要がある。

表 計画の推進・管理体制

会議体	構成員	役割
八戸圏域地域公共交通活性化協議会	・地域住民 ・行政(国・県・市町村) ・学識経験者 ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 など	○計画全体の推進・管理 ○施策・事業の進捗管理や数値目標の達成状況等の管理 ○必要に応じて施策の改善などを指示 ※計画の変更などを行う場合は、当協議会による協議・承認が必要
青森県地域公共交通活性化協議会 三八地域分科会	・地域住民 ・行政(国・県・各市町村) ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 など	○公共交通の運行計画の変更・新規に関する内容の協議・承認
各市町村の地域公共交通会議	・地域住民 ・行政(国・県・各市町村) ・交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 など	○市町村別計画の推進・管理 ○市町村個別の施策・事業に関する協議・検討・管理
八戸圏域地域公共交通活性化協議会 圏域ワーキング会議	・各市町村交通担当者 ・学識経験者 ・交通事業者	○施策・事業に関する具体的な内容等に関する協議・調整

八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の変更（案）

ページ	項目	変更の内容
第1章 計画の概要 ・この章では、計画策定の目的、対象区域、対象期間等を記載しており、大野線に関連して、洋野町、軽米町を追加する事等を記載。		
P.1	2 計画の区域	・洋野町・軽米町を追加 ・両町を追加する理由を記載 ※地域公共交通計画と同様
P.2	図 再編エリアの区分（左：圏域全体、右：八戸市内）	・洋野町・軽米町を追加
第2章 利便増進の方向性 ・この章では、計画策定の基本理念・基本方針等を記載している。（変更なし）		
第3章 利便増進事業等の内容・実施主体 ・この章では、利便増進事業の内容や実施主体、取組内容を記載しており、大野線等の事業内容を記載。		
P.11	1 実施内容の全体像	・八戸市に「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加
P.12	同上	・八戸市に「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加
P.14	2-1 事業概要図	・八戸市に「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加
P.66～67	—	・「(2) 大野線の見直し」を追加
P.76～77	—	・「(2) 笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」を追加
P.78～79		・「(3) 深夜乗合タクシーの導入」を追加
第4章 事業実施に必要な資金の額及び調達方法 ・この章では、事業実施に必要な資金の額及び調達方法を記載している。（企業情報が記載されているため、公開しない。）		
第5章 事業の効果 ・この章では、事業実施の効果等を記載しており、各路線の事業効果を記載。		
P.88	1 利便増進事業の実施による効果	・「大野線の見直し」、「笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入」、「深夜乗合タクシーの導入」を追加

八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画

2024年(令和6年) 3月認定

2026 年(令和 8 年) ●月変更認定

八戸市・三戸町・五戸町・田子町・
南部町・階上町・新郷村・おいらせ町・

岩手県軽米町・洋野町

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

「八戸圏域地域公共交通計画（以下、公共交通計画という）」では、圏域が目指す公共交通の将来像である「基本理念：公共交通指向型の圏域づくり」に基づき5つの「基本方針」と4つの「目標」を設定し、その目標達成におけた具体的な事業・施策を記載している。

本計画では、公共交通計画に示す将来像の実現を目指すとともに、地域公共交通の再編・見直しなどによる公共交通の利便増進を図ることを目的として、「八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画」を策定する。

2. 計画の区域

本計画の対象区域は、八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）全域、及び岩手県洋野町と岩手県軽米町^{※1}とする。

なお、圏域を跨いで運行する公共交通については、青森県の計画（青森県地域公共交通計画）の位置づけを踏まえ、必要に応じて本計画でも対象として整理する。

※1：洋野町と軽米町を追加する理由

当該圏域と岩手県洋野町・軽米町にかけて運行するバス路線・大野線（岩手県北自動車）において、利用の低迷や事業者の人員不足を背景に、計画期間中での再編・見直しが必要となった。

再編・見直し後の移動サービスに対し、沿線市町村が一体的に取り組むために当該2町を対象区域に追加するものである。

3. 計画の期間

本計画は2024年度（令和6年度）を初年度として2028年度（令和10年度）までの5か年を計画期間とする。

計画名		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
八戸圏域地域公共交通計画		2019～2022				2023～2028(改定後)					
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画(本計画)		2019～2023					2024～2028				
上位 計画	第2期八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン				2022～2026						
	青森県地域公共交通計画					2023～2027					

図 計画の期間

4. 事業の進め方

公共交通ネットワークの再編・見直しを進める上では、路線単体ではなく関連する路線なども含めて、公共交通全体を面的に捉えて検討することが必要となるため、各路線が運行する地域により関連路線をまとめ、八戸市内、階上町方面、南部町・三戸町・田子町方面、五戸町・新郷村方面、おいらせ町方面にエリアを区分して検討を進める。

また、八戸市内では、市内幹線軸や南郷地域など、さらに区分し、圏域全体で計 11 エリアに分けて事業を整理する。

【再編を検討する際のエリア区分】

〔圏域全体〕

- ①階上町方面
- ②南部町・三戸町・田子町方面
- ③五戸町・新郷村方面
- ④おいらせ町方面

〔八戸市内〕

- ⑤南郷地域方面
- ⑥八戸駅幹線軸周辺
- ⑦湊方面・鮫・岬台幹線軸周辺
- ⑧中居林幹線軸周辺
- ⑨八太郎・多賀台幹線軸周辺
- ⑩市民病院・田向・旭ヶ丘幹線軸周辺
- ⑪ニュータウン幹線軸周辺

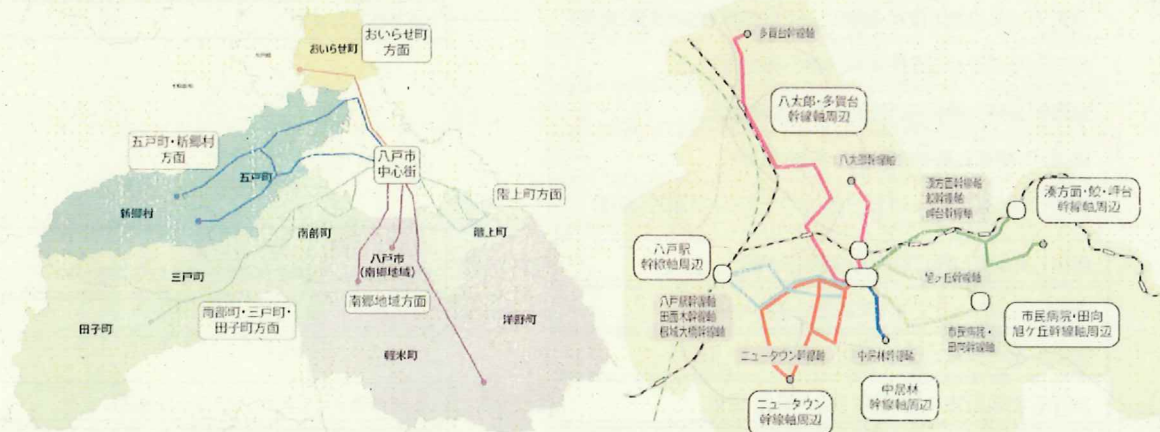


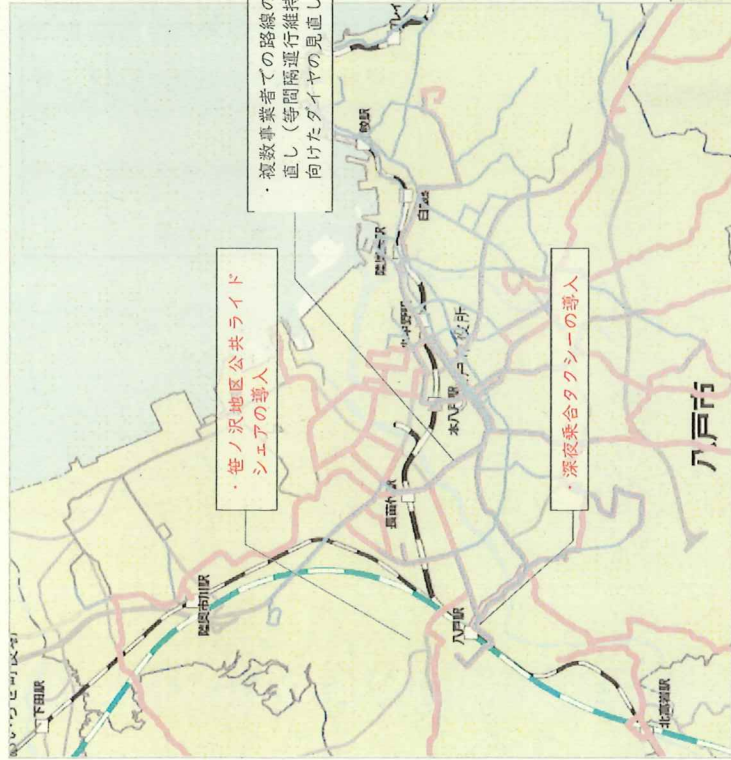
図 再編エリアの区分(左:圏域全体、右:八戸市内)

第3章 利便増進事業等の内容・実施主体

1. 実施内容の全体像

地域公共交通計画に示す施策を踏まえて、本計画における実施内容については下図のとおりである。



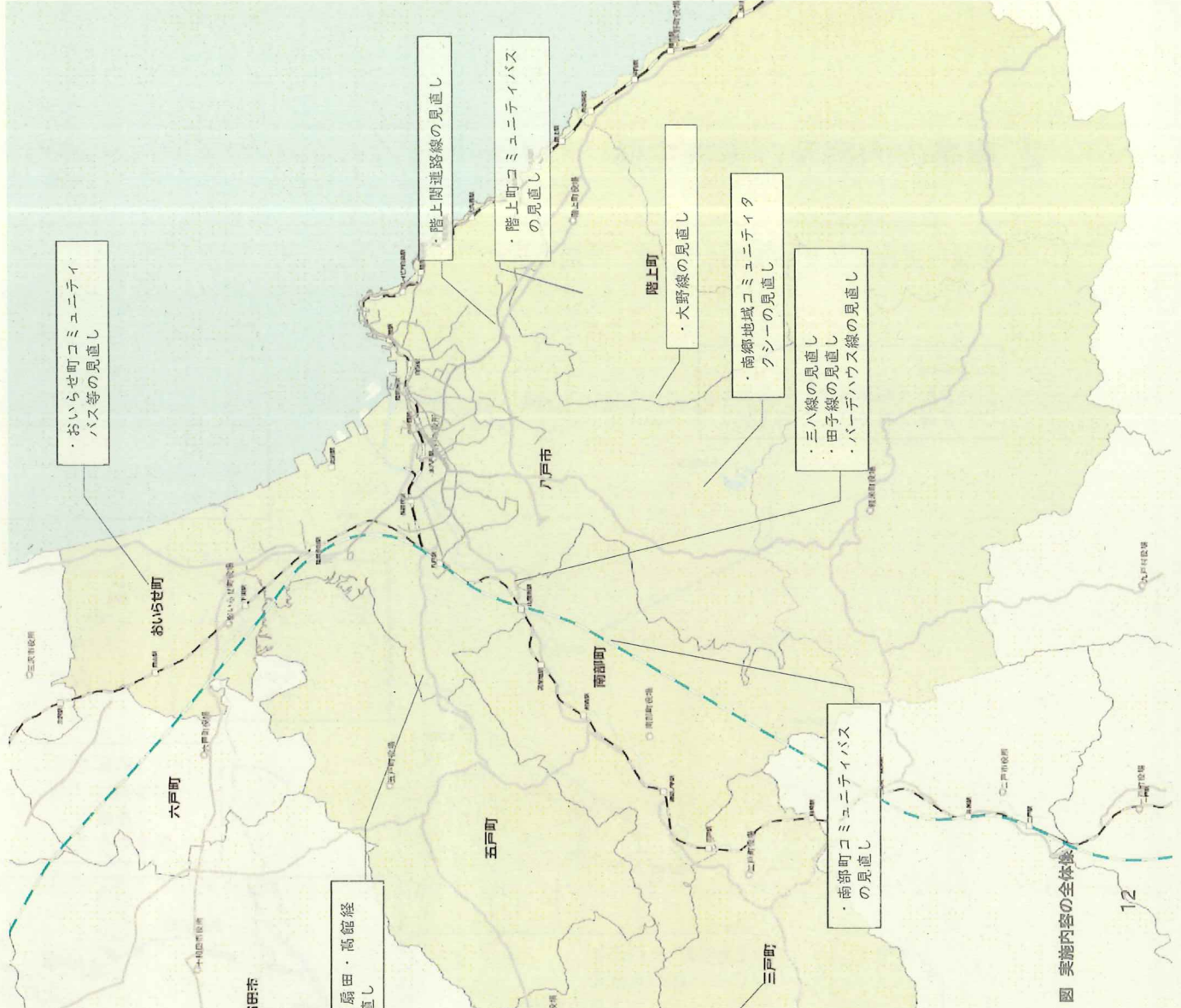


・笹ノ沢地区公共コミュニティバスエリアの導入

・深夜乗合タクシーの導入

・複数事業者での路線の見直し(等間隔運行維持に向けたダイヤの見直し)

【エリア共通】
○運賃政策の維持



・おいらせ町コミュニティバス等の見直し

おいらせ町

六戸町

十和田市

・八戸線(扇田・高館経由)の見直し

八戸市

・階上関連路線の見直し

階上町

・階上町コミュニティバス
の見直し

・大野線の見直し

階上町

・南郷地域コミュニティ
クシシーの見直し

・三八線の見直し
・田子線の見直し
・バーデハウス線の見直し

・南部町コミュニティバス
の見直し

田子町

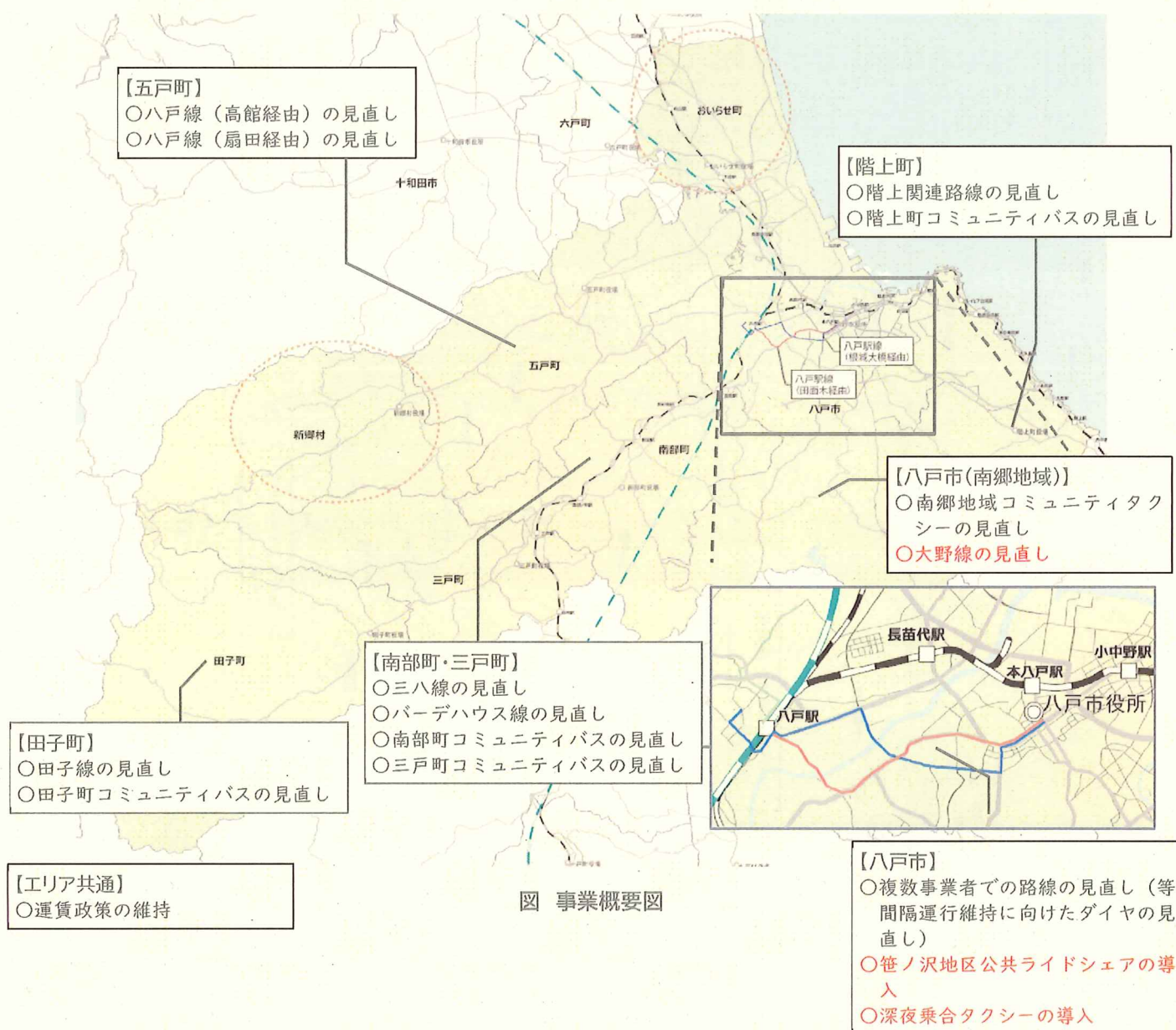
・田子町コミュニティバス
の見直し

図 実施内容の全体概観

2. 事業の内容及び実施主体

2-1 事業概要図

事業の実施箇所及び概要について、下図に示す。



(2)大野線の見直し

①事業の概要

課題	○大野線は八戸市から階上町を経由し、岩手県軽米町・洋野町へ運行する路線であり、八戸市中心街へ直接移動できる唯一の移動サービスであることもあり、各町から八戸市内の病院や高校への移動手段などに利用されている。 ○なお、沿線人口が少ないこともあり、利用者数は低迷する状況にあり、また運行する交通事業者の人材不足などもあり、現状のサービスレベルで運行を継続することは困難な状況にある。 ○今後も各町から八戸市への移動手段を確保・維持するため、より効率性の高い運行内容へと見直しを図ることが必要である。
事業実施の方向性	○大野線の事業種類を一般乗合旅客運送から自家用有償旅客運送へ変更し、持続可能な運行方法へ見直しを図る。 ○また、是川地区を経由する経路へ見直しを図り、八戸市内における利便性の向上を図る。

表 事業の概要

項目	事業実施前	事業実施
対象路線名	大野線	大野線
運営主体	岩手県北自動車	八戸市、階上町、軽米町、洋野町
運行事業者	岩手県北自動車	〇〇
事業の種類	一般乗合旅客運送	自家用有償旅客運送
運行形態	定時定路線	定時定路線
運行回数	3.0回	1～3回
運賃	190～1,410円	190～●円
備考		

②運行概要図

事業実施前



事業実施後



- 大野線の事業種別を一般乗合旅客運送から自家用有償旅客運送へ変更し、持続可能な運行方法へ見直しを図る。
- また、是川地区を経由する経路へ見直しを図り、八戸市内における利便性の向上を図る。

(2) 笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入

①事業の概要

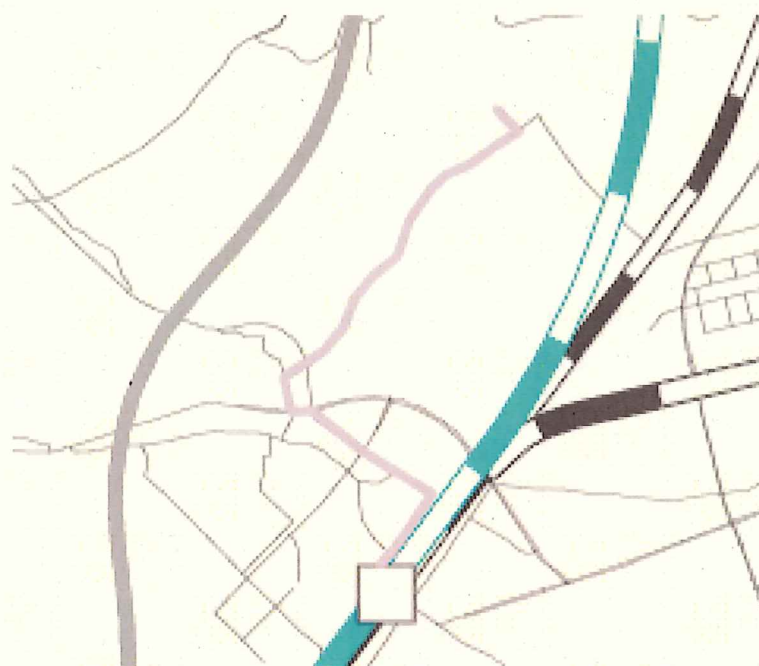
課題	○笹ノ沢地区は八戸駅から北東へ 3 kmほどに位置しており、駅まで徒歩 40 分以上かかる距離にあるものの、当該地区からの移動手段はタクシーのみであるなど、住民の移動が不便な状況にある。 ○当該地区の移動手段確保に向けては、長年にわたり地区からの要望が挙げられており、これらを踏まえて令和 5 年度には移動手段確保に向けて、当該地区と八戸駅を運行するバスの実証実験を行っている。 ○これらの結果等を踏まえて、当該地区における利便性向上に向けた検討を進めることが必要である。
事業実施の方向性	○笹ノ沢地区と八戸駅間を結ぶ新たな移動サービス（公共ライドシェア）を導入する。（実証実験を踏まえた本格運行）

表 事業の概要

項目	事業実施前	事業実施
対象路線名	—	笹ノ沢地区公共ライドシェア
運営主体	—	笹ノ沢地域交通運営協議会
運行事業者	—	笹ノ沢地域交通運営協議会
事業の種類	—	自家用有償旅客運送
運行形態	—	定時定路線
運行回数	—	2～6 回
運賃	—	200 円
備考		

②運行概要図

事業実施後



笹ノ沢地区公共ライドシェア:
2~6回/日

○笹ノ沢地区と八戸駅間を結ぶ新たな移動サービス（公共ライドシェア）を導入する。

(3)深夜乗合タクシーの導入

①事業の概要

課題	○八戸駅から八戸市中心街へ運行する路線バスは 22 時台が最終便となっているが、東京・仙台方面から八戸駅に到着する新幹線は 23 時台が最終であり、駅から中心街への移動手段の確保が課題であった。 ○これを踏まえて、路線バスが終了した 23 時台に当区間を運行する深夜乗合タクシー「シンタクン」を 2010 年に導入し、運行を行ってきたものの、コロナ禍の影響等から運行を休止していた。 ○コロナ禍が明けて、新幹線の利用者が回復したことを踏まえて、あらためて当区間の移動手段確保が求められたこともあり、予約制へ運行形態を変更し、令和 6 年から 7 年にかけて実証実験を行った。 ○この結果を踏まえて、今後も八戸駅利用者の利便性を確保するため、持続可能な移動サービスを確保することが必要である。
事業実施の方向性	○八戸駅と八戸市中心街を運行する予約型深夜乗合タクシーを導入する。

表 事業の概要

項目	事業実施前	事業実施
対象路線名	—	予約型深夜乗合タクシー「シンタクン」
運営主体	—	シンタクン実行委員会
運行事業者	—	シンタクン実行委員会
事業の種類	—	一般乗合旅客運送
運行形態	—	不定期・定路線
運行回数	—	0.5～1.0 回
運賃	—	500～900 円
備考		

②運行概要図

事業実施後



予約型深夜乗合タクシー「シンタ
クン」:0.5~1.0回/日

○八戸駅と八戸市中心街を運行する予約型深夜
乗合タクシーを導入する。

表 事業の効果

項目	事業名	効果
南部町・三戸町・田子町方面	三戸町コミュニティバスの見直し	■利便性の向上 ○公共交通不便地域に対する新たなコミュニティバスの運行及びデマンド型交通の導入により、公共交通の利用しやすさの向上、利用機会が増加し町内における利便性が向上。 ■効率性の向上 ○コミュニティバスの利用が少ない曜日をデマンド型運行に切り替えることにより、効率性が向上。
	田子町コミュニティバスの見直し	■利便性の向上 ○小学校の統廃合による移動ニーズの変化や、現状の利用実態等に合わせた見直しを行うことにより、町内における移動機会が増加し利便性が向上。
五戸町・新郷村方面	八戸線（扇田経由）の見直し	■利便性の向上 ○八戸駅付近を経由する系統を追加することにより、駅付近の高校への通学利便性の向上や、八戸駅へのアクセス性が向上し、利便性が向上。
	八戸線（高館経由）の見直し	■利便性の向上 ○新たに上市川付近を経由することにより、高校生の通学時の移動利便性が向上。
おいらせ町方面	おいらせ町コミュニティバスの見直し	■利便性の向上 ○地域住民のニーズ等に合わせてより利用しやすい移動サービスを提供することにより、地域における利便性が向上。
南郷地域方面	南郷地域コミュニティタクシーの見直し	■利便性の向上 ○復路の運行回数を増やすことにより、沿線住民の移動機会の維持。（一部地域では向上）
	大野線の見直し	■利便性の向上 ○洋野町・軽米町から八戸市中心街へ直接移動できる機会が維持される。 ○八戸市内の是川地区から八戸市中心街への移動機会が増加する。
八戸駅幹線軸周辺	複数事業者での路線の見直し	■利便性の向上 ○平日・土曜・日曜・祝日における最大待ち時間が短縮することにより、利用者の利便性が向上。
	笹ノ沢地区公共ライドシェアの導入	■利便性の向上 ○笹ノ沢地区から八戸駅方面への移動機会が創出され、八戸市中心街などの各地域への乗り継ぎ機会が確保される。
	深夜乗合タクシーの導入	■利便性の向上 ○バスが運行していない時間帯の新幹線の二次交通として、八戸市中心街への移動機会が確保される。

八戸圏域地域旅客運送サービス継続事業 実施方針（案）

1 実施区域

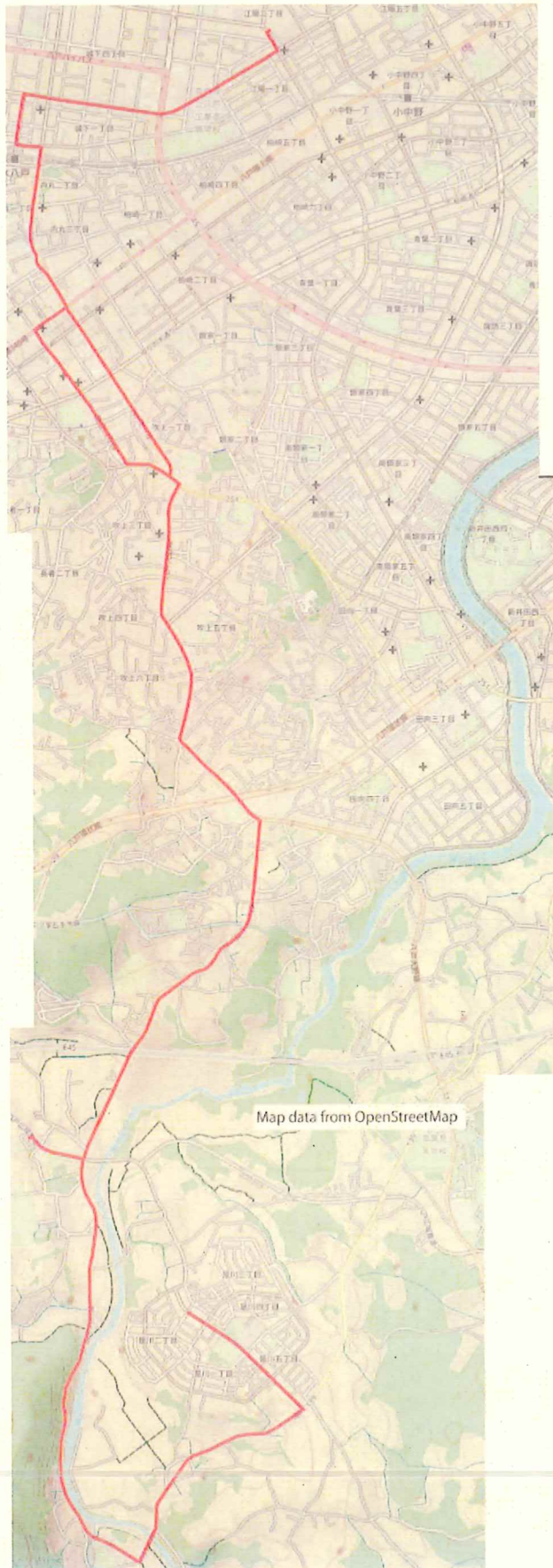
- ①是川団地・田向循環線（八戸市是川地区一内丸地区）
（八戸市是川地区、中居林地区、吹上地区、内丸地区、城下地区、江陽地区）
- ②是川団地線（八戸市是川地区一江陽地区）
（八戸市是川地区、中居林地区、吹上地区、内丸地区、城下地区、江陽地区）

2 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業

- ①路線：a 是川団地・田向循環線



b 是川國地線



③運行ダイヤ

系統名	平日		土・日・祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復			
a 是川団地・田向 循環線	5		5		岩手県北自動車(株)南部支社	一般乗合旅客 自動車運送事業	路線定期運行
b 是川団地線	4	5	3	3			

④運賃

[illegible]

是川園池線（本八戸駅・中居林経由）

[illegible]

SC=サービスセンターの総

市庁前、①三日町
寺横町、鍛冶町

3 2の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

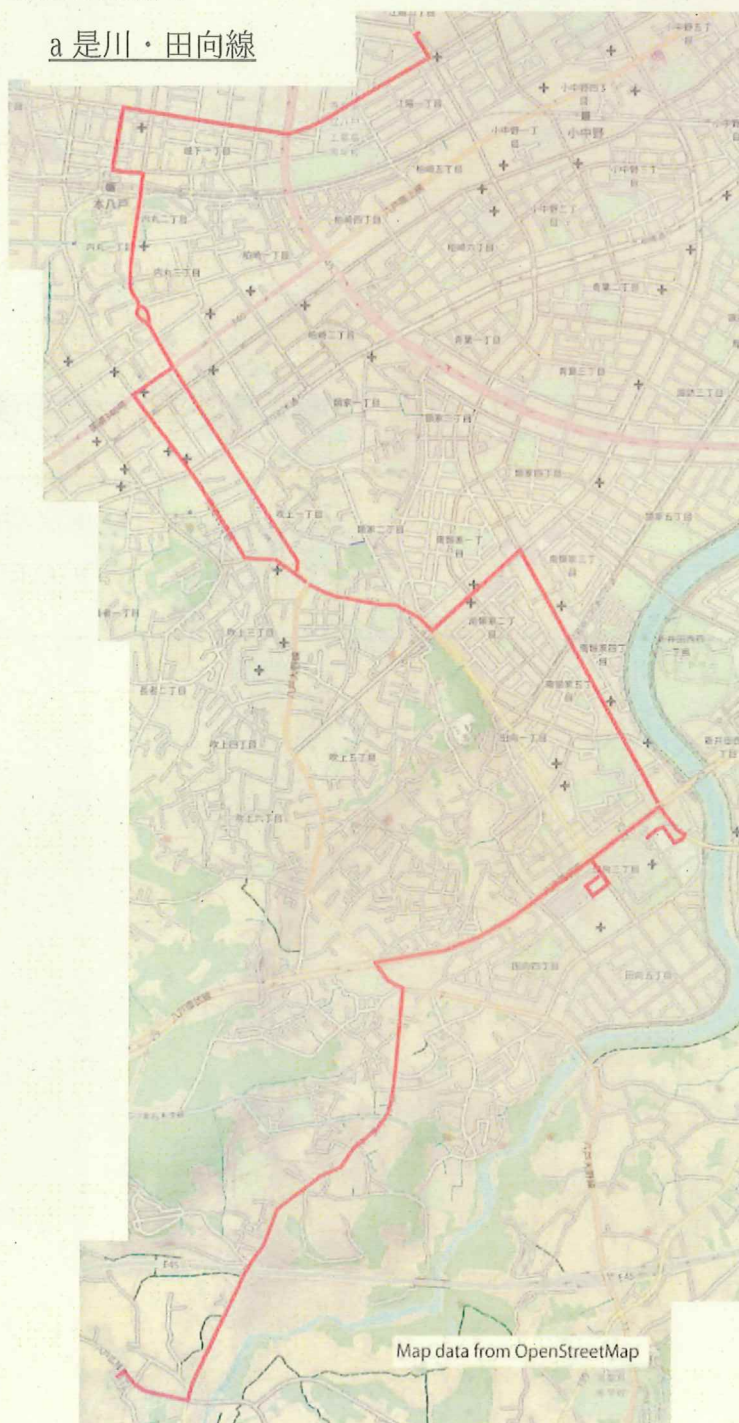
<引き続き実施するサービス内容>

①運送機関の種類及び態様

a 是川・田向線	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行
b 是川コミュニティタクシー	一般乗合旅客自動車運送事業	区域運行

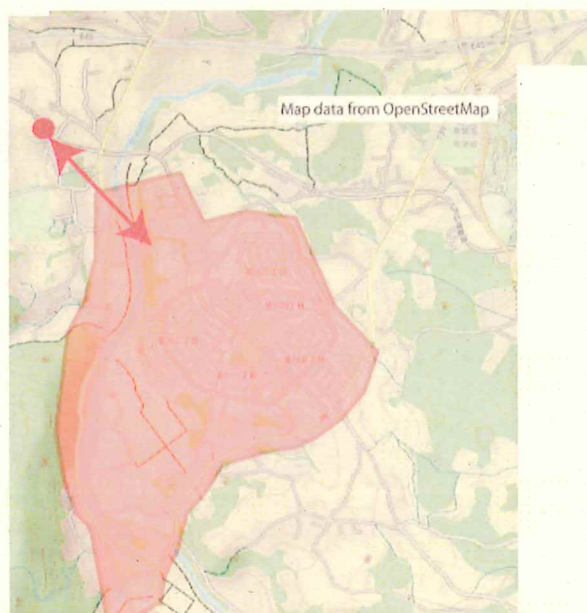
②運行路線等

a 是川・田向線



八戸市是川地区—江陽地区
（八戸市是川地区、中居林地区、吹上地区、内丸地区、城下地区、江陽地区）

b 是川コミュニティタクシー



八戸市是川地区—八戸市
是川縄文館（八戸市是川
地区）

③運行ダイヤ

系統名	平日		土・日・祝		事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復		
a 是川・田向線	4		4		一般乗合旅客自 動車運送事業	路線定期運行
b 是川コミュニティタ クシー	4		4			予約型区域運 行

4 継続旅客運送を実施するものの要件

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2)八戸市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (3)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (5)会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成 16 年法律は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6)道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (7)八戸市内における直近 5 年間ににおける一般乗合旅客自動車運送事業の実績があること。
- (8)複数の企業等で組織する団体での応募も可能とするが、その場合は、団体に所属する全ての企業等が(1)～(7)に該当すること。

5 地方公共団体による支援の内容

- (1)運行費に係る予算措置
- (2)沿線住民と連携した利用促進

6 実施予定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（八戸圏域地域公共交通計画の期間終了まで）

※

7 公募の期間

令和 7 年 12 月 16 日～令和 8 年 1 月 6 日

8 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

『「八戸市地域旅客運送サービス継続事業」実施事業者公募型プロポーザル実施要綱』に基づく公募

地域旅客運送サービス継続事業とは

背景 地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、鉄軌道・路線バス等の維持が困難な状況を把握（事業者等からの相談・情報提供等）



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ地域旅客運送サービス継続事業を位置付け

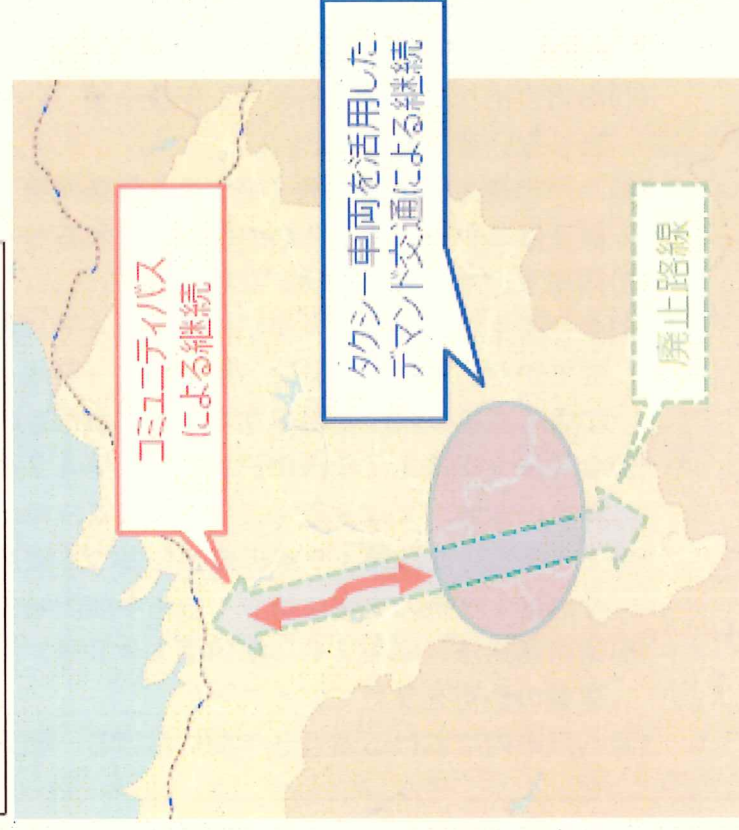


多様な選択肢を検討の上、実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供者等を選定



地方公共団体が、サービス提供者と連携して、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、法律上の特例措置（事業許可等のみなし特例等）

事業の実施イメージ（一例）



八戸市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市町村有償運送の必要性及びその旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(会議の構成員)

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 八戸市長が指名する職員
- (2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- (8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者
- (9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

(会長及び監事)

第4条 会議に会長及び監事を置き、八戸市長が前条各号に掲げる者の中から指名する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 監事 2名
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

(会議の運営)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会議の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 会議は、必要があるときは、会議の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。